

「連携」以上「合併」未満のグループ目指し 2017年4月に全国で4法人が誕生

「地域医療連携推進法人」制度がスタートした。
医療機関や介護事業者で構成され、
地域包括ケアシステムの推進や経営の効率化を図る。
その概要を、以下に紹介する。

「医療機関相互の機能の分担および業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢」として創設された「地域医療連携推進法人」制度。2015年の医療法改正で制度化が決まり、17年2月に政省令が公布され、同制度の詳細を示した関連通知も同年同月に発出された。

これを受けて、同年4月に全国で4法人が各県知事の認可を受けた。それらは、愛知県の「尾三会」(4ページ参照)、兵庫県の「はりま姫路総合医療センター整備推進機構」、広島県の「備北メディカルネットワーク」(6ページ参照)、鹿児島県の「奄美南部メディカルケアアソシエーション」である。

■ メリット、要件、効果と主目的によるタイプ分け

同法人は、法人を構成する医療機関などの参加法人(社員)が従う統一的な医療連携の推進方針を決定する。

また、社員の医療連携推進事業として、診療科・病床の再編、医師等の共同研修、医薬品の共同交渉・購入の調整、資金貸与、関連事業者への出資等、医師の配置換え、救急患者受け入れルールの策定、訪問看護

等による在宅生活支援等を行える。

さらに、社員の予算・事業計画等へ意見を述べるなどの統轄ができる。

同法人設立のための主な要件は次の3つ。

1.地域で医療機関を開設する医療法人などの非営利法人や、介護事業を行う非営利法人などを社員とする。

2.病院、診療所、または介護老人保健施設の業務連携を推進する方針を定める。

3.医療連携を進めることを目的とする法人が都道府県知事の認定を受ける。

厚生労働省は、同法人の設立効果として、患者・要介護者情報の一元化、(医療・介護を担う)人材教育・キャリアパスの構築、退院支援・退院調整の円滑化などを期待している(図)。

これにより、同法人を構成する社員の特徴を活かして地域医療・地域包括ケアを推進するとともに、一体的経営により経営効率を向上していく。

現在、同法人の認可を受けた、あるいは認可を目指す医療機関の目的は、今のところ次の3つに分けることができる。

1つ目は「大病院主導型」。地域の基幹病院を核として中小の医療機関や介護施設で連携方針を定めて地域

包括ケアを構築していくこと。

2つ目は「地域医療機関サバイバル型」。人口減少や医師不足に悩む地域の医療機関が機能分化や病床数調整、人材確保・育成で協調していくこと。

3つ目は「機能分担・効率化型」。公立・民間など異なる運営主体の医療機関が統合・機能分化などを進めていくための協議の場とすること。

共通するのは、それぞれが置かれた環境に適応していくためにグループ化を選択したことだ。

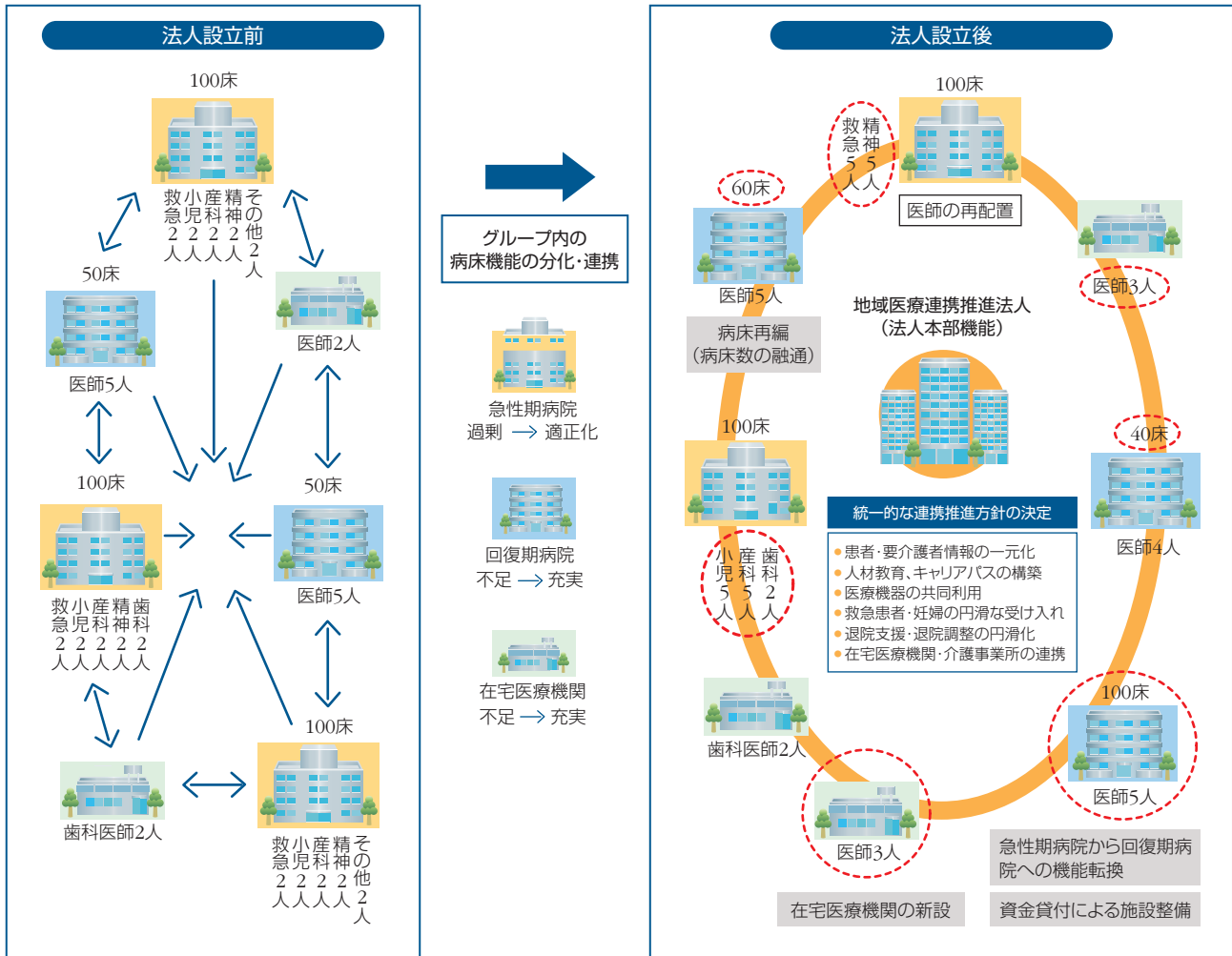
■ 指摘される制度の課題と「協調」への動機付け

既に各所で行われている患者の紹介・逆紹介などの「連携」より強く、公立病院などで進められている「合併」より緩やかな同法人だが、医療機関からはさまざまな意見が出ている。

まず組織面では、患者数や経営規模などにかかわらず、1社員1議決権を持つこと、公立・公的病院・社会医療法人・医療法人など公益性がそれぞれ異なる社員を統一する困難さが挙げられている。

各社員については、公立・公的病院などでは経営者が人事交代するため経営方針の継続性が危惧され、弱

図 地域医療連携推進法人設立の効果とメリット



複数の医療機関等が連携することで、医師の配置換えや病床の移動、機能変更、在宅医療の充実を図る

出典：第10回「医療法人の事業展開等に関する検討会」参考資料1を一部改編

小法人が同法人全体に依存する不健全性を指摘する向きもある。

また、「合併」より緩やかなところを評価する見方に対して、強力なリーダーシップを発揮できない仕組みであることを物足りなく感じるという意見も出ている。

実は、厚生労働省では同法人の設立を強く推奨しているわけではなく、選択肢の1つとして位置付けている。このことから、同法人は今後の医療

環境の変化に対応する“切り札”とは言いがたい。

しかし、連携を強化していける医療機関、強化しなければいけない医療機関同士は、同法人の制度をきっかけに話し合いの場を設けることが必要ではないだろうか。必ずしも同法人の設立を最終目標にする必要はないが、お互いが抱える危機感や将来に向けた計画を共有することの意義は大きい。

医療サービスは“ゼロ・サム・マーケット”という面を持つ。しかも少子化による人口減少でその“パイ”も縮小している。

「競争」から「協調」へ転じることで提供する医療サービスの適正化や効率化を進めるためには、主体的に医療圏の“プレーヤー”間での協議が有効である。その起点として、「医療連携推進法人」制度を見据えた検討を試みる価値は高い。